

三朝町職員の給与等について

(1) 人件費の状況（平成22年度普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (平成23年3月末現在)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 21年度の人件費率
平成22年度	7,234 人	千円 4,993,616	千円 83,271	千円 892,439	17.9%	20.3%

(注) 「人件費」には、職員共済費、議員報酬、各種委員報酬、町長、副町長、教育長の給与が含まれます。

(2) 職員給与費の状況（普通会計予算）

区分	職員数 A	給与			計 B	一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当		
平成23年度	98	千円 366,651	千円 126,428	千円 129,579	千円 622,658	千円 6,354
平成22年度	99	千円 375,177	千円 135,638	千円 139,451	千円 650,266	千円 6,568

(注) 1 給与費は、当初予算に計上された額です。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）

区分	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
三朝町	90.4%	87.0%	89.9%	88.4%	91.4%	91.4%	93.0%
鳥取県	95.7%	95.5%	96.5%	97.3%	98.8%	95.3%	94.8%

(注) ラスパイレス指数は、国を100とした場合の三朝町の給与水準の割合を示す指標です。100より大きいと町の平均給料が国を上回り、100より小さいと町の平均給料が国を下回っていることを表します。

(4) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成23年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
三朝町	42.7 歳	310,997 円	375,652 円

- (注) 1 平均給料月額は、手当を含まない給料の平均月額です。
 2 平均給与月額は、給料と毎月支払われる手当（期末手当、勤勉手当及び退職手当以外の手当）とを合計したものの平均月額です。

(5) 職員の初任給の状況（平成23年4月1日現在）

区 分		三朝町	国	県
一般行政職	大 学 卒	172,200 円	172,200 円	176,800 円
	高 校 卒	140,100 円	140,100 円	142,800 円

(6) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成23年4月1日現在）

区 分		経験年数 10年以上15年未満	経験年数 15年以上20年未満	経験年数 20年以上25年未満
一般行政職	大 学 卒	278,700 円	312,700 円	362,500 円
	高 校 卒	－ 円	－ 円	323,800 円

- (注) 「経験年数」は、採用後の年数に採用前の職歴等の期間を町職員の期間として換算した年数を加算したものです。

(7) 一般行政職の級別職員数の状況（平成23年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事及び技師	9人	12.2%
2 級	主任	7人	9.5%
3 級	主幹及び副主幹	28人	37.8%
4 級	次長及び室長	16人	21.6%
5 級	課長、事務局長及び参事	10人	13.5%
6 級	課長	4人	5.4%

74人

- (注) 1 級は、一般行政職の職務を、その難易度に応じて分類したものです。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

(8) 職員の手当の状況

① 期末手当・勤勉手当

(ア) 概要

民間企業におけるボーナスに相当する手当です。

(イ) 制度内容

(算定方法)

期末手当＝基準日の給料月額等×支給割合×期間率

勤勉手当＝基準日の給料月額等×成績率×期間率

(注) 1 「基準日」は、6月1日又は12月1日です。

2 「基準日の給料月額等」は、基準日の給料月額に、職制上の段階、職務の級等に応じた加算額等を加えた額です。

3 「期間率」は、基準日以前6月間に勤務していない期間がある場合に、その期間の長さに応じて減額する率です。

支給割合及び成績率 (平成23年4月1日現在)

区分	再任用職員以外の職員		
	期末手当	勤勉手当	計
6月期	1.225 月分	0.675 月分	1.9 月分
12月期	1.375 月分	0.675 月分	2.05 月分
計	2.6 月分	1.35 月分	3.95 月分

(注) 勤勉手当の成績率は、標準的な成績の職員に適用される率を掲げています。

(ウ) 支給実績 (平成22年度)

年間支給総額	支給職員数 (平成22年12月)	1人当たりの支給年額
138,341,498 円	103 人	1,343,121 円

(注) 特別職及びプランナール職員を除く。

② 退職手当

(ア) 概要

常勤の職員 (臨時的任用職員を除く。) が退職した場合に支給します。

(イ) 制度内容

(算定方法)

支給額＝退職日の給料月額×支給率

(支給率)

区分	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.5月分	30.55月分
勤続25年	33.5月分	41.34月分
勤続35年	47.5月分	59.28月分
勤続40年	53.5月分	59.28月分

(注) 制度については、国と同じです。

(ウ) 支給実績（平成22年度）

年間支給総額	支給職員数	1人当たりの支給年額
83,895,962 円	5 人	16,779,192 円

(注) 特別職及びプランナーみささ職員を除く。

③ 特殊勤務手当

(ア) 概要

著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他特殊な勤務に従事する職員に、その特殊勤務の実績に応じて支給します。

(イ) 制度内容及び支給実績（平成22年度）

年間支給総額		417 千円			
1人当たりの平均支給年額		8,167 円			
職員全体に占める手当支給職員の割合		49.5 %			
手当の種類（手当数）					
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給単価等	年間支給額	支給人数（延べ）
防疫業務手当	防疫作業に従事する職員	病原体に汚染されている区域において行う患者の看護（患畜の飼育）又は病原体の付着した物件等の処理作業	従事した日1日につき1,000円	—	—
結核業務手当	結核患者指導業務に従事する職員	結核患者の療養指導業務	勤務1月につき1,000円	—	—
特殊自動車運転手当	除雪用自動車運転作業従事職員	除雪用自動車の運転業務	従事した時間1時間につき300円	380千円	97人
行旅死病人手当	行旅死病人の救護等に従事する職員	職員が行旅病人の救護のための病人を護送し、又は行旅死病人の認識に関する調査その他の取り扱いに従事する業務	従事した1回につき1,000円	—	—
下水道手当	下水道業務に従事する職員	供用後の下水道施設の嫌悪な維持管理の業務	従事した日1日につき1,000円	37千円	21人

④ 時間外勤務手当

年度	年間支給総額	支給対象職員数 （各年4月1日現在）	1人当たりの 平均支給月額
平成22年度	12,381千円	79人	13,060円
平成21年度	10,996千円	79人	13,919円

⑤その他の手当

区分	制度内容（平成23年4月1日）	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	平成22年度支給実績
扶養手当	ア 配偶者 月額13,000円 イ 配偶者以外 1人月額6,500円 ウ 配偶者のいない職員の扶養親族のうち1人目 月額11,000円 エ 満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（加算額） 1人月額5,000円	同じ	-	(総額) 15,626千円 (職員数) 66人 (平均) 236,764円
	例 配偶者と子1人（16歳）を扶養親族としている場合 ア13,000円+イ6,500円+エ5,000円=24,500円			
住居手当	借家・借間居住者（家賃月額12,000円以下の場合を除く。） 家賃の額に応じ、最高月額27,000円まで支給	同じ	-	(総額) 1,418千円 (職員数) 5人 (平均) 283,500円
	単身赴任手当受給者で配偶者に居住させるため借家・借間を借り受けている者 借家・借間居住者の例によった場合の額の2分の1相当額	同じ	-	
通勤手当	交通機関等利用者 運賃等の額を支給 〔 ・定期券と回数券のうち安価な方の額による。 ・定期券は、6月以内の最も長い期間のもの額による。 ・1月当たり55,000円を上限とする。 〕	同じ	-	(総額) 4,358千円 (職員数) 78人 (平均) 55,872円
	自動車等利用者 通勤距離に応じ、月額2,000円から24,500円までの範囲で支給	同じ	-	
管理職手当	一定の管理・監督の地位にある職員（管理職員）に対して支給する (算定方法) 支給月額=給料月額×支給率 (支給率) 課長、会計管理者及び議会事務局長 100分の10 参事 100分の8 上記以外の管理職員 100分の5	異なる	-	(総額) 9,478千円 (職員数) 28人 (平均) 338,501円
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時・緊急その他の公務運営の必要により、週休日又は休日に勤務した場合に支給する手当です。（管理職員には通常の時間外勤務手当等は支給しません。） (支給額) 6時間以下の場合 8,000円 6時間を超える場合 12,000円	同じ	-	(総額) 481千円 (職員数) 18人 (平均) 26,722円

(注) 「平成22年度支給実績」欄の「(総額)」は平成22年度年間支給総額を、「(職員数)」は平成22年度支給職員数を、「(平均)」は支給職員1人当たりの平均支給年額を表します。

(9) 特別職の報酬等の状況

ア 給料月額等（平成23年4月1日現在）

区分	給料・報酬月額	期末手当	退職手当
町長	802,000 円	(算定方法) 町長、副町長、教育長 給料月額×120/100×支給割合 議員 報酬月額×120/100×支給割合 (支給割合) 6月期1.4月 12月期1.55月 計 2.95月	(算定方法) 退職時の給料月額×12 ×支給率 (支給率) 町長 500/100 副町長 280/100 教育長 220/100 (支給時期) 任期毎
副町長	642,000 円		
教育長	602,000 円		
国民宿舎事業管理者	521,000 円		
議長	321,000 円		
副議長	233,000 円		
常任委員長	225,000 円		
議会運営委員長	225,000 円		
議員	217,000 円		

]

イ 平成22年度年間支給実績

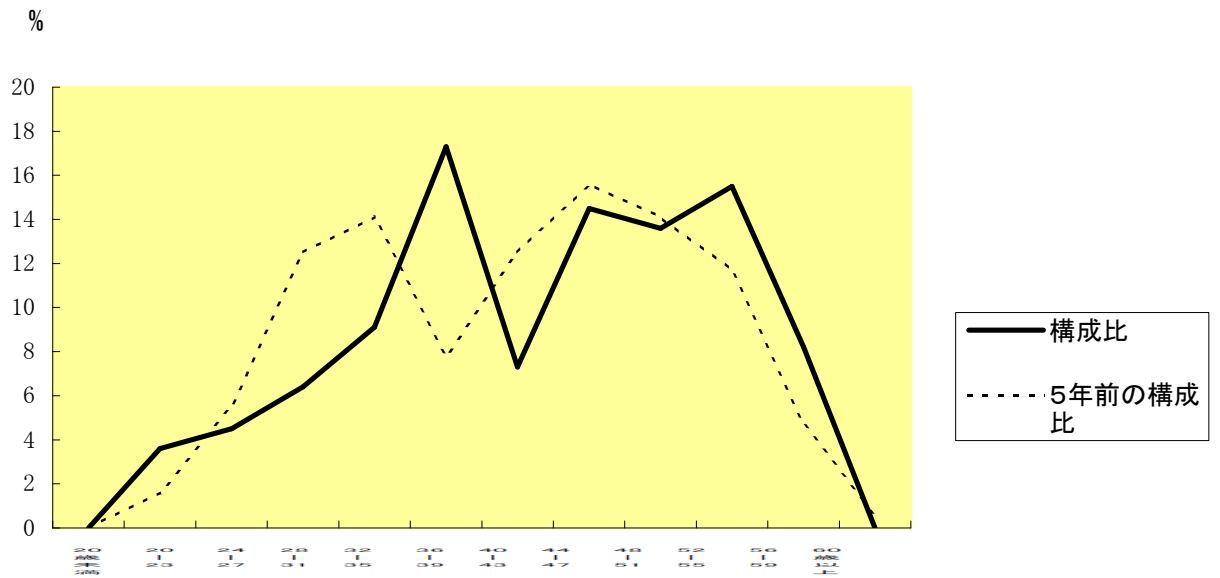
区分	給料・報酬	期末手当	合計
町長	9,624,000 円	2,887,200 円	12,511,200 円
副町長	7,704,000 円	2,311,200 円	10,015,200 円
教育長	7,224,000 円	1,433,964 円	8,657,964 円
議長	3,852,000 円	1,155,600 円	5,007,600 円
副議長	2,796,000 円	838,800 円	3,634,800 円
常任委員長	5,400,000 円	1,620,000 円	7,020,000 円
	(2,700,000) 円	(810,000) 円	(3,510,000) 円
議会運営委員長	2,700,000 円	810,000 円	3,510,000 円
議員	18,228,000 円	5,468,400 円	23,696,400 円
	(2,604,000) 円	(781,200) 円	(3,385,200) 円

(注) 「議員」欄の上段は、議長、副議長、常任委員長及び議会運営委員長を除く議員全員の合計です。

下段の()内は、議員1人当たりの額です。

(10) 職員数の状況

年齢別職員構成の状況（各年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
平成23年	0人	4人	6人	8人	9人	17人	10人	13人	17人	19人	6人	0人	109人
平成18年 (5年前)	0人	1人	5人	12人	22人	8人	16人	16人	17人	18人	10人	0人	125人

(注) 特別職を除く。